

# 渋谷区国民保護計画（概要）

## 第1編 総論

### 第1章 区の責務、計画の位置づけ、構成等

区は、武力攻撃事態等において国民保護法、国民の保護に関する基本方針及び都国民保護計画を踏まえ、区国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、区の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備え

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

### 第2章 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置の実施に当たり、次の事項を特に留意する。

- (1) 日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。
- (2) 国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。
- (3) 国民に対し、正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。
- (4) 国、都、近隣区並びに関係機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。
- (5) 国民に対し、必要な援助について協力を要請する。
- (6) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、国際人道法の的確な実施を確保する。
- (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。
- (8) 従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- (9) 日本に居住し、又は滞在している外国人についても、国民保護措置の対象であることに留意する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護に関する業務の全体像 別紙

### 第4章 区の地理的、社会的特徴

区の面積は、15.11km<sup>2</sup>で、人口は、約22万人である。区外から区内への通勤・通学者は、1日平均40万人に上り、昼夜間比率は、255%で極めて高い。渋谷駅は、

ターミナル駅として多数の電車やバスが乗り入れており、駅周辺は、超高層ビル、地下街、百貨店、映画館、劇場、ホテル、競技施設等の大規模集客施設が集中しているほか、飲食店、遊戯施設などが集まり、全国有数の繁華街となっている。

## 第5章 区国民保護計画が対象とする事態

都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型を対象とする。また、国内外の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。

事 態	事態類型
武力攻撃事態	① 着上陸侵攻 ② ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃
緊急対処事態 (大規模テロ等)	① 危険物質を有する施設への攻撃 ② 大規模集客施設への攻撃 ③ 大量殺傷物質による攻撃 ④ 交通機関を破壊手段とした攻撃

## 第2編 平素からの備え

### 第1章 組織・体制の整備等

- (1) 区の各部局の平素の業務、職員の参集基準等を定め、24時間即応体制を確保する。
- (2) 国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関との連携体制を整備する。
- (3) 武力攻撃災害発生時において情報の収集、提供を行うため、自然災害時における体制を活用し、非常通信体制を整備、確保する。
- (4) 国民保護措置に関する情報提供、警報の伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理・提供等に必要な事項を定める。
- (5) ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章等の交付について必要事項を定める。
- (6) 職員の研修及び訓練により国民保護措置の実施に必要な知識の習得、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

### 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

- (1) 避難住民の誘導のための基礎的資料を収集し、高齢者、障害者等の災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難対策を講じ、民間事業者と協力、学校・事業所・大規模集客

施設等と連携して、武力攻撃災害の発生に備える。

- (2) 都による支援を受け関係機関と緊密な意見交換を行い、総務省消防庁が作成した避難マニュアルや手引きを参考に避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。
- (3) 救援について、地域防災計画における都と区の役割分担を基本に都と協議し、関係機関との連携を確保して「救援センター」の運営マニュアルを整備する。
- (4) 都と連携して、運送事業者の輸送力、輸送施設を把握し、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備する。
- (5) 都が行う避難施設の指定に際して、必要な情報を提供し、都が指定した避難施設に関する情報を住民に周知する。
- (6) 生活関連等施設について把握し、都との連絡態勢を整備する。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

住民の避難・救援に必要な物資は、原則として防災のための備蓄を活用し、国民保護措置に特に必要となる物資及び資材は、都及び関係機関の整備状況を踏まえ、新たに備蓄・調達に努める。

### 第4章 国民保護に関する啓発

都及び関係機関と連携し、住民、地域の団体、事業者等に対し、武力攻撃事態等における国民保護の重要性や住民のとりべき行動等について継続的に啓発する。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- (1) 事態認定前において事案の発生を把握した場合は、都及び関係機関に関連し、緊急事態連絡室を設置して各種連絡調整に当たる。
- (2) 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、事案が発生した場合に迅速に対応できるように必要な体制を構築する。

### 第2章 区対策本部の設置等

- (1) 事態認定後、内閣総理大臣から総務大臣及び都知事を通じて、区対策本部を設置すべき区の指定の通知を受けた場合は、直ちに区対策本部を設置し、区の区域における国民保護措置を総合的に推進する。
- (2) 被災現地における国民保護措置の実施及び連絡・調整等の対策が必要であると認めるときは、区現地対策本部を設置する。
- (3) 現地活動期間が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て現地連絡調整所を設置する。
- (4) 固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、

現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### 第3章 関係機関相互の連携

- (1) 連絡員等を派遣し、国、都の対策本部、現地対策本部と密接な連携を図り、関係する指定公共機関等に国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。
- (2) 国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求め、派遣部隊等と区対策本部及び現地連絡調整所において意思の疎通を図る。
- (3) 必要により、他の区市町村等に対し応援を求め、また、他の区市町村から応援の求めがあった場合は必要な応援を行う。
- (4) 自主防災組織、ボランティア活動に必要な支援を行い、住民への協力要請に際し、要請を受けて協力する者の安全の確保に配慮する。

### 第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため総合的な窓口を開設し、また、手続きに関連する文書の武力攻撃災害による逸失を防ぐため、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

### 第5章 警報及び避難の指示等

- (1) 都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法により、住民及び関係のある国公私の団体、他の執行機関等に速やかに内容を伝達する。
- (2) 都知事により避難の指示が行われた場合は、平素に策定していた避難実施要領パターンを参考にしつつ、関係機関の意見を聴いた上で、避難実施要領を策定し、その内容を関係機関に通知する。
- (3) 避難実施要領に基づき、区長は区職員を指揮し、関係機関と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。
- (4) 避難住民の誘導は、突発的で局地的な事態、突発的かつ広範囲な事態、時間的余裕がありかつ局地的な事態、時間的な余裕がありかつ広範囲な事態等の避難の形態に対して行う。

### 第6章 救援

- (1) 区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき、都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行い、区長は都知事が行う救援措置の補助を行う。
- (2) 区内が避難先地域となった場合は、都との調整に基づき、避難所、二次避難所を設置し、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置する。

- (3) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び区の備蓄品を活用する。
- (4) 都と協力して避難住民に対し、避難所周辺の利用可能な医療機関等の情報適用や医療救護所の設置、医療救護班の派遣による医療提供を行う。
- (5) 被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒に対して、都が一括して調達した学用品を配布する。

## 第7章 安否情報の収集・提供

- (1) 避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を避難住民、医療機関などの関係機関から収集・整理し、都に報告する。
- (2) 住民からの安否情報の照会は、照会者の本人確認、目的確認を行い、個人情報保護に配慮して必要最小限の回答にとどめる。

## 第8章 武力攻撃災害への対処

- (1) 国、都、関係機関と協力し、武力攻撃災害の防除や軽減などの対処のための必要な措置を講ずる。
- (2) 武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。
- (3) 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行い、区域内への立入の制限・禁止、区域からの退去を命ずる。
- (4) 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、土地、建物の一時使用、物件の使用・収用等の応急公用負担を行う。
- (5) 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、取扱者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずる。
- (6) NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処は、国による基本的な方針を踏まえ、関係機関と連携し、汚染源に応じた対応を行う。

## 第9章 被災情報の収集及び報告

日時・場所・地域、災害状況の概要、人的・物的被害等、武力攻撃災害による被災情報を収集し、都に報告する。

## 第10章 保健衛生の確保その他の措置

避難先地域における避難住民等の状況に応じて、保健衛生対策、防疫対策、環境衛生確保対策、食品衛生確保対策、栄養指導対策、廃棄物処理対策を実施する。

## 第11章 国民生活の安定に関する措置

- (1) 価格の高騰、買い占め、売惜しみを防止するため、都等の関係機関が実施する措置に

協力する。

- (2) 被災した児童生徒等に対する避難先での学習機会を確保、被災した児童生徒に対する就学援助等を行う。
- (3) 避難住民の負担軽減のため、区税等の租税免除等の措置を実施する。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

武力攻撃災害による被害が発生した時は、区が管理する施設、道路等について、被害の拡大防止及び被災者の生活確保、輸送の確保を最優先に応急の復旧を行う。

### 第2章 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他の本格的な復旧に向けた所要の法制整備されることから、国が示す方針に従って都と連携して武力攻撃災害の復旧を実施する。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

- (1) 国民保護措置の実施に要した費用は、原則として国が負担するため、国へ負担金の請求を行う。
- (2) 国民保護法施行令に定める手続きに従って損失補償、損害補償を行う。
- (3) 都の対策本部長による総合調整、指示による損失を受けたときは、都に損失補てんの請求を行う。

## 第5編 大規模テロ等（緊急対応事態）への対処

### 第1章 初動対応力の強化

- (1) 大規模集客施設等においてテロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、都が設置した「テロ等の危機に関する事業者連絡会」の取組みを踏まえ、危機管理体制の強化等に係る情報の共有化を図る。
- (2) 大規模テロ等の発生時に迅速に医療を提供するため、医療機関等とのネットワーク及び協力関係の構築に努める。
- (3) 関係機関と協力し、区が管理する施設の初動対応を重視した危機管理体制を強化する。
- (4) 都が作成する「東京都大規模テロ等対処マニュアル（仮称）」を踏まえ、テロ等の類型に応じたマニュアルを整備する。
- (5) 大規模集客施設においてテロ等が発生した場合に、迅速に初動対応を行うための緊急連絡体制を整備する。
- (6) 不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

- (7) 現地連絡調整所等で活動する職員の安全確保のため装備・資材等は、関係機関との連携を考慮し、備蓄・調達するよう努める。
- (8) 関係機関と連携した訓練・研修を実施するとともに、不審物等を発見したときの対応について住民・昼間区民、施設管理者等へ啓発・周知に努める。

## 第2章 平時における警戒

- (1) 関係機関と連携し、危機管理情報の把握に努め、テロ等の発生事例について収集・分析し、初動対応力の強化、警戒対応に活用する。
- (2) テロ等の兆候や危機情報により、テロ等に備える必要があると判断した場合は、区が管理する施設の警戒対応を強化し、大規模集客施設等に対して警戒対応の強化を要請する。

## 第3章 発生時の対処

- (1) 緊急処理事態の認定、区対策本部の設置指定が行われている場合は、区緊急処理事態対策本部を設置し、緊急対処保護措置を実施する。
- (2) 緊急処理事態の認定、区対策本部の設置指定が行われていない場合は、区災害対策本部等を設置するなど、災害対策の仕組みを活用して関係機関と連携し、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。
- (3) 必要に応じて現地連絡調整所を設置し、現地における活動のための調整等を行う。
- (4) 被災者の救援・搬送、避難の指示・誘導、警戒区域の設定・周知等の応急措置を行い、テロ等の再発に備える必要があると判断した場合は、警戒対応の継続・強化を図る。
- (5) 緊急処理事態の認定、区対策本部の設置指定が行われた場合は、直ちに区緊急処理事態対策本部を設置・移行し、区災害対策本部等を廃止する。

## 第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

大規模テロ等の類型（危険物質を有する施設への攻撃、大規模集客施設等への攻撃、大量殺傷物質による攻撃[ダーティボム、生物剤、化学剤]、交通機関を破壊手段とした攻撃）に応じた留意事項を示す。





## 国民保護に関する業務の全体像

